

「名ばかり管理職」対策セミナー 管理職の処遇と対応について

「店長は管理職とは言えない」。今年1月、大手ファーストフード社に対し、未払い残業代2年分などの支払を命じる判決が下され、大きな話題となりました。管理職にも残業代の支払いが必要なのか？管理職手当を支給していれば残業手当は不要なのか、それとも根本的な転換が必要なのか。

実はこの問題は大手チェーン店をはじめとする小売業・サービス業だけではなく、全ての業種であいまいとなっており、今こそ、この問題にしっかり手を打っておくことが、企業防衛の面からもコンプライアンスの面からも必要とされています。

このセミナーではまず、一挙にクローズアップされた“名ばかり管理職”の問題を正確に理解していただき、次に管理監督者の処遇で見直すべきポイントと対応策を解説します。

<セミナーでお話しする内容の一部>

1. 主要な判決を見る
2. そもそも「管理職」とは？
 - ・「管理職」に求められる要件
 - ・管理職にはなぜ残業代は払わないのか？
3. 会社に求められる対応策は？
 - ・管理職としての明確な役割を与える
 - ・一般社員と管理職の賃金体系を見直す
 - ・就業規則を整備する

<セミナー参加者への特典>

特典 「ズバリ！実在賃金」年収グラフ無料作成
他では手に入らない独自のグラフです。

特典 就業規則 無料診断
就業規則に問題はないか？ズバツ！と診断します。

講師： 阿部 毅

(株)ヒューマンリソースみらい 専務取締役
賃金・労務コンサルタント 社会保険労務士

1968年東京生まれ。大手百貨店勤務時、

人事・賃金制度改革において中心的な役割を果す。

現在、県内を中心に中小企業経営者の悩みに数多くかわり、中小企業にピッタリの賃金・退職金制度と実態をふまえた労務管理を提案している。

賃金分析の第一人者である北見昌朗氏主宰北見塾3期生。
都道府県労働局・商工会議所・大手保険会社等、講演多数。



日時：平成20年10月16日（木） 14:00～17:00（開場13:30）

会場：神奈川産業振興センター JR関内駅北口5分 地下鉄関内駅7番出口2分

対象者：経営者様、ご担当役員様 *ご同業関係の方はご遠慮頂いております。

定員：20名様（定員になり次第締め切らせて頂きます）

受講料：15,750円（2人目からは10,500円です）*複数での参加が効果的です。

お問合せ先 株式会社ヒューマンリソースみらい 〒231-0014 横浜市中区常磐町2-20-405
http://www.hr-mirai.com TEL045-650-4166 FAX045-650-4199

御社名			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
お名前		役職名	
お名前		役職名	

お申し込み後に確認書にて詳しい会場のご案内を差し上げます

今後このようなFAXがご不要な場合には、上記に会社名とFAX番号をご記入の上送信してください。リストから削除します。

【個人情報の取り扱いについて】お預かりした個人情報は参加確認書の発送や当社サービスのご案内に限らせていただきます。原則としてご本人の承諾なしに上記目的以外に個人情報を利用し、また第三者に提供はいたしません。

ご返信FAX番号

045-650-4199